猛威を振るった台風10号の爪痕



▲神丘地区、国道230号の倒木の様子

平成28年8月30日、台風10号が上陸し、今金町にも甚大な被害をもたらしました。当日の11時7分に暴風警報の発令、15時50分には大雨警報も発令されました。時間が経つにつれて風の勢いも強まる中、21時16分町内全域が停電となりました。

その後、役場や消防署へは町民の方々から、「風により窓ガラスが割れた。」「風によりシャッターが飛ばされた。」など、被害についての情報が次々と寄せられ、22時4分には最大瞬間風速31．7ｍ／ｓを記録しました。

被害の情況を鑑み町は、22時10分災害対策本部を設置し、全職員を召集し、情報の収集や被害の応急対応にあたりました。22時35分には消防団第1分団も召集され、応急対応にあたってくださいました。

暴風雨は夜中に収まり、0時18分に暴風警報と大雨警報が解除され、翌日は朝から災害対策本部職員が数班に別れて本格的な被害状況の調査に各地域を回りました。調査が進むにつれ、被害の大きさに愕然とし、今金町がこれまでに経験したことのないような被害を受けたことがわかりました。

その後、停電については市街地では31日の午前に復旧しましたが、遅い地域では9月2日夕方に復旧したところもありました。最長で3日間、停電した地域もあり改めて電気の大切さと、日頃から乾電池式のランタンやその他防災グッズ等を準備しておくことが必要であると感じました。

この度の台風10号により被害にあわれた方々には心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

被害に遭われた方への支援制度について

◆今金町産業基盤災害復旧支援事業

(1)被災施設災害復旧助成事業（農業施設、店舗などが対象）

- ・支援内容　台風10号により被害を受けた建物設備等の復旧工事や修繕等に対する助成
- ・対象者　町内に住所を有する農業者、農業法人及び農業者で構成する共同利用組合等
  現に町内で事業を行っている中小企業者及び商店街振興組合など
- ・対象施設　農業用倉庫、作業所、牛舎、畜舎、共同利用施設等営農に直接供する建物
  店舗、事務所、工場及び倉庫等事業に直接供する建物
- ・対象工事　建物等の機能を被害前の状態に戻すために必要な修繕工事で既設建物の一部又は全部を改める工事
  復旧工事費用50万円以上
  町内業者による施工。但し、町内業者によることが困難な場合は、この限りでない
- ・除外要件　併用の場合その他用途部分に係る費用・他の助成対象となる場合
  工事が伴わない物品購入のみに係る費用・外構に係る費用
- ・支援措置　工事費用の30％助成、上限額100万円

(2)被災設備災害復旧助成事業

- ・支援内容　台風10号により被害を受けた償却設備等の更新に対する助成
- ・対象者　町内に住所を有する農業者、農業法人及び農業者で構成する共同利用組合等
  現に町内で事業を行っている中小企業者及び商店街振興組合など
- ・対象設備　被害により破損した事業等に直接供する償却設備で更新するもの
  設備の内容については既存の設備投資助成事業に準ずる
  固定的に設置して使用するものを対象とし、償却設備であっても携行が可能なものや自走式のもの、動力に連結して容易に移動が可能なものは除く
- ・対象経費　設備の購入費及び設置に係る工事費　　対象経費50万円以上
- ・除外要件　他の助成がある場合、当該助成額
- ・支援措置　対象経費の30％助成、上限額100万円

(1)と(2)のお問い合わせ先
農業の方は役場産業振興課へ、商工業の方は役場まちづくり推進課へ　　☎82－0111

火の取り扱いには十分注意しましょう！



▲光台地区、倒木の様子



▲金原地区、建物倒壊の様子

◆住宅リフォーム事業

災害のための支援制度ではありませんが、こちらの制度もご利用ください。

・助成対象者　町内在住で、住民登録をしている個人
住宅リフォームを行う住宅の所有者で、その住宅に現在居住している方
住宅の所有者及びその世帯に属する方々に町税などの滞納がない方
（以前、助成を受けた方も対象となりますので、ご相談ください。）

・対象住宅　町内にある専用・併用住宅で所有者が自ら居住している住宅
（店舗併用住宅は住宅部分のみ、アパートは除きます。）

・対象工事　町内に事業所営業所をもつ法人、または町内に住所があり町内で営業している個人事業者が施工すること
原則、事前着手は認めないが、既に工事が終わったものは要相談
申請する年度末（３月31日）までに工事が完了すること
増築・改築・修繕工事費用が30万円以上のもの

・対象外　解体工事、車庫や物置の工事、外構工事、その他の助成金の交付を受けた工事

・助成措置　工事費用の20％助成、上限額30万円

お問い合わせ先　役場まちづくり推進課へ　☎82－0111

◆災害関連の融資制度

北海道では平成28年8月16日からの大雨等（台風７号、９号、10号及び11号）により被害を受けた中小企業者等の皆様の早期復旧と経営の安定化を図るための融資制度を設けております。

制度名　中小企業総合振興資金　経済環境変化対応資金

資金使途と融資金額　設備資金8,000万円以内、運転資金5,000万円以内

融資期間　10年以内（据置２年以内）

その他詳しい内容は、檜山振興局商工労働観光課へお問い合わせください。　☎0139－52－6641

◆台風10号による災害ゴミの受け入れ

北部檜山衛生センター組合では、災害ゴミの受け入れを以下により受け入れしております。

注意事項　①罹災証明書がなければ手数料は免除になりませので、発行された罹災証明書を、衛生センター組合窓口に提出してください。
②罹災証明書は役場まちづくり推進課で手続きを行ってください。
③手続きには、被災した状況が分かる写真と印鑑をご持参ください。
④災害ゴミとして受け入れられないものは、一般ゴミとして別途有料となります。
⑤倒木の受け入れは、直径20cm以内、長さ150cm以内です。
⑥ご不明な点は、衛生センター組合（☎86－0070）または、役場まちづくり推進課（☎82－0111）へお問い合わせください。

受入場所　北部桧山衛生センター組合（せたな町北桧山区共和120番地５）

秋の火災予防運動　10月15日～10月31日